

令和8年度新潟県立精神医療センター外注洗濯業務委託仕様書

1 委託品目及び年間見込数量

別紙のとおり

2 搬出・搬入について

- (1) 搬出・搬入職場は、医局、栄養課、検査、レク作業療法、薬剤部、医事、看護部長室、外来、各病棟（A2、A3、B3、C1）、地域活動科、クリーニング室
- (2) 搬出は、毎週月曜日及び木曜日の午前8時30分までに、職場ごとに受託者（以下「乙」という。）の用意した洗濯袋に入れ、委託者（以下「甲」という。）の指定した洗濯依頼伝票をつけて指定場所に出すこと
- (3) 搬入は、月曜日に搬出した洗濯物は木曜日の正午まで、木曜日に搬出した洗濯物は翌週月曜日の正午までにまとめたものを依頼伝票の複写をつけて各職場に搬入し、その後職場ごとの納品書を経営課に提出し受領確認を行うこと
- (4) クリーニング室に関しては、月・木曜日の正午までに搬入・搬出を行うこと
- (5) マットレスに関しては、月・木曜日の正午までに指定場所での搬入・搬出を行う。なお、マットレスはマットレスカバーを付けたまま搬出するので、カバーを外して洗濯し、カバーを付けて搬入すること
- (6) 搬出入の日が、祝日等と重なった場合または悪天候に伴う交通障害の発生が見込まれるなど、これによりがたい場合は、遅滞なく甲乙協議し、決するものとする。

3 ボタン等の取り付け

洗濯工程において破損・脱落したものは、乙において取り付けること

4 クリーニング業法に基づくクリーニング師研修の修了証書の写しの提出

乙は、契約後速やかに、クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師の修了証書の写し（過去3年以内に受講したもの）を提出すること

5 留意事項

乙は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従い、業務を適正に処理しなければならない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議により決する。